

《認定こども園の入園を検討している皆様へ》

利用調整について

・認定こども園で保育の必要がある3～5歳児の定員数が超過した場合、桑折町保育の利用調整に関する要綱に基づき、指数の点数が高い方から優先的に入園決定します。抽選や先着順ではありません。

【基本指数】 種別(就労・疾病・介護など)区分による指数(基本となる点数)

事由	適用	父	母
1 就労	① 月実働 160 時間以上就労	+10	+10
	② 月実働 140 時間以上 160 時間未満就労	+9	+9
	③ 月実働 120 時間以上 140 時間未満就労	+8	+8
	④ 月実働 100 時間以上 120 時間未満就労	+7	+7
	⑤ 月実働 80 時間以上 100 時間未満就労	+6	+6
	⑥ 月実働 48 時間以上 80 時間未満就労	+5	+5
2 妊娠 出産	分娩・休養のため保育を行うことができない場合 ただし、切迫流産等は「疾病」として扱う。	/	+9
3 疾病等	入院		
	① 1箇月以上	+9	+9
	居宅内療養		
	① 常時病臥	+9	+9
	② 安静を要する状態	+5	+5
	③ 通院加療を要する状態	+3	+3
	心身の障害		
① 身体障がい者手帳1・2級、精神障がい手帳1級、療育手帳A	+9	+9	
② 身体障がい者手帳3級、精神障がい手帳2級	+7	+7	
③ 身体障がい者手帳4級以下、精神障がい手帳3級、療育手帳B	+3	+3	
4 介護	病院、施設等の入院・通院等付添		
	① 常時付き添い介護	+10	+10
	② 週4日以上	+9	+9
	③ 週3日以上	+8	+8
	自宅介護		
	① 重度障害者医療費受給者又は介護認定要介護4若しくは5の該当者を介護している場合	+8	+8
② 上記以外の場合	+5	+5	
5 災害	災害による家屋の損害、その他の災害復旧	+10	+10
6 求職	求職活動		
	① 日中求職活動中	+3	+3
7 就学、 技能 習得	就学時間による区分(月平均時間とする。)		
	① 常態として日中7時間以上の就学等	+10	+10
	② 常態として日中6時間以上の就学等	+8	+8
	③ 常態として日中4時間以上の就学等	+6	+6
8 育休	育児休業取得時に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合	+7	+7
9 その他	上記に掲げるもののほか、上記に類するものとして町が認める場合	+10	+10

【調整指数】 世帯の状況区分による指数(加減点)

0歳～2歳児の兄弟姉妹が認定こども園に入所中若しくは入所を希望する場合	+35
ひとり親世帯又はこれに準ずる世帯(死亡・離別・行方不明・拘禁等)	+15
生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合	+7
申込児童が、身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者手帳のいずれかを所持している場合、又は同程度の障害があるとみなされる場合	+3
保護者が、保育所、幼稚園、認定こども園等に就労している場合(就労予定も含む)	
桑折町内の、幼稚園、認定こども園等に就労中、または就労予定の場合	+2
桑折町外の、保育所、幼稚園、認定こども園等に就労中、または就労予定の場合	+1
保護者が、放課後児童クラブに就労している場合(就労予定も含む)	
桑折町内の放課後児童クラブに就労中、または就労予定の場合	+2
桑折町外の放課後児童クラブに就労中、または就労予定の場合	+1
同居者が、身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者手帳のいずれかに該当する場合	+1
関係機関(児童相談所等)から、緊急の支援が必要であると依頼があった場合等 ※	～+15
父又は母が単身赴任又は長期出張(1年以上)している場合 (就労証明書保護者欄に記入すること。)	+1
基本指数7点以上相当の保育を必要とする事由が複数ある場合 (事由一つごとに加算)	+3
年度途中の申請の場合で、現在申請児童がほかの保育所等に入園している場合	-5
同居の祖父母(65歳未満)が不就労の場合 (疾病、就労等で保育をすることができない場合を除く)	-3
保育料が未納(卒園した兄弟姉妹も含む)である世帯の場合	-5

※緊急度の度合いにより、加算点数を決定する。(最大 15 点)

【保育指数の点数が同一になった場合の優先順位】

1	本人または兄弟姉妹が、希望の認定こども園等をすでに利用している場合
2	多子世帯(未入園児が複数人いる世帯)である場合(低年齢児のいる世帯優先)
3	ひとり親世帯
4	保護者が、障がい者、疾病である場合又は親族の介護(寝たきりの者、常時介護)を行っている場合
5	単身赴任世帯
6	保育料の滞納がない世帯

注意事項

- ・ 保育指数とは、基本指数と調整指数の合計点数となります。
- ・ 保育指数が同一となった場合、優先順位表の優先順位が高い項目に該当した方を優先的に入園決定します。
- ・ 入園希望者が定員数に満たなかった場合、利用調整は実施しません。(希望者は全員入園できます。)
- ・ 定員超過による利用調整後、認定こども園に入園できなかった場合でも、醸芳幼稚園で受け入れます。
- ・ 桑折町では待機児童ゼロを堅持していくことから、町内に住所を有し、保育の必要性がある0～2歳児については、全て受け入れますので利用調整は実施しません。

保育を必要とする事由を証明する書類について

・現在、釀芳保育所に入所している継続児で 0～2 歳児の入園を希望する場合、現況届に記載した「保育を必要とする事由」に変更がない方については提出を省略できます。

※提出の必要がある方は次のとおりです。

新規入園の方（釀芳保育所に入所している継続児で 0～2 歳児の入園を希望する方を除く）、3～5 歳児の入園希望の方、保育を必要とする事由に変更のある方、就労契約更新のある方は、提出願います。

◎保護者及び世帯員全員分(※2)を提出

事由	必ず提出する書類	備考
1.就労	○就労証明書(会社勤めの方)(業種が農業の場合はこちらです) ○自営業・農業申立書(経営が保護者、配偶者、親族の場合)	最低、月48時間以上就労していること
2.母親の出産等	○保育必要事由申立書 ○母子手帳の写し(母氏名と出産予定日または出産状態を記載した頁)	
3.疾病等	○保育必要事由申立書 ○障害者手帳の写し・診断書(原本)・意見書・療養計画書・要介護認定結果通知の写し等のいずれかを添付	「保育ができないこと」が明記されていること
4.病人の介護	○保育必要事由申立書 ○介護保険被保険者証の写し・障害者手帳の写し等のいずれかを添付	介護度1程度以上の記載
5.家庭の災害	○保育必要事由申立書	
6.求職活動	○求職活動状況申立書 ○ハローワークの受付票の写し	年度内1回
7.就学	○就学状況申立書 ○在学証明書・学生証の写し・職業訓練受講決定通知書等のいずれかを添付	週4日、1日4時間以上通学していること
8.育児休業中の継続利用	○保育必要事由申立書 ○必要性の理由が認められるもの	
9.その他	○保育を必要とする事由がわかる書類	

※利用承諾決定の際、教育文化課職員による聴き取り調査を行うことがあります。

注意事項

- ◎書類が全て揃ってからの受付となりますので余裕をもって申込みください。
- ◎全ての書類は、事実に基づき正確に記入し、申込みしてください。内容が事実と異なる場合は、承諾を取り消すこともあります。
- ◎申込み児童の家庭で保育所利用料の未納がある場合は、完納してから申込みをしてください。
- ◎申込み内容の変更や利用を取りやめる場合は、速やかに教育文化課に連絡してください。

認定こども園の利用時間

・認定こども園の利用時間は次のいずれかに区分されます。

区分	認定こども園の利用時間	保育を必要とする事由
保育標準時間	認定こども園で定めた開園時間内で、 1日最大11時間まで ※それ以上は延長保育扱いとなります。	育児休業中の継続利用を除いたすべての事由
保育短時間	認定こども園で定めた短時間利用時間内で 1日最大8時間まで ※それ以上は延長保育扱いとなります。	育児休業中の継続利用

※実際に利用する際の保育時間については、入園決定後、認定区分の範囲内で認定こども園長等とご相談ください。

保育料

桑折町保育施設利用料階層区分

※令和7年4月中旬に利用料決定通知を配付します。

階層区分		保育施設利用料（月額：円）		
		桑折町		国
			ひとり親世帯等	
第1階層	生活保護世帯	0		0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第3階層 a	市町村民税均等割課税世帯	10,000	4,500	19,300～19,500
第3階層 b	市町村民税所得割課税額 15,000 円未満	17,000	8,000	
第3階層 c	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	19,300	9,000	
第4階層	市町村民税所得割課税額 77,100 円未満	28,000		28,000
	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満			
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	30,000		43,900～44,500
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	32,000		60,100～61,000
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	35,000		78,800～80,000
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上			102,400～104,000

※保育施設利用料は、対象児童と生計をともしする親、又は児童を扶養している祖父母の町民税額により算出されます。また、未申告により町民税額が確定していない場合、保育施設利用料の決定ができませんので申告してください。なお、桑折町へ令和6年1月1日以降に転入した方・住民登録が桑折町以外の方は、以下の書類を必ず提出してください。（未申告・未提出の場合は、最高額(35,000円)の保育所利用料となります。）
区分の違い(保育標準時間と保育短時間)によって保育料の金額に変更はありません。

転入した方・住民登録が桑折町以外の方の提出書類 ※両親分を提出してください。

令和6年1月1日以降に転入した方	・申込み時に令和6年度所得課税証明書を提出
令和7年1月1日以降に転入する方 住民登録が桑折町以外の方	・申込み時に令和6年度所得課税証明書を提出 ・令和7年度の課税額が、6月頃に確定しますので、6月以降に令和7年度の所得課税証明書を提出

前期(4月～8月分)利用料 → 令和6年度 市町村民税額により算出します。

後期(9月～3月分)利用料 → 令和7年度 市町村民税額により算出します。

※令和7年度の課税額は6月頃に確定します。

※所得課税証明書は過去6か月以内に発行されたものを提出してください。

※令和6年度後期利用料算定時等に、すでに令和6年度所得課税証明書を提出し、その後、修正申告等していない方は提出不要です。

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳から5歳児と0歳から2歳児の非課税世帯の利用料が無償となりました。なお、保育施設を利用している児童が誕生日を迎え満3歳になった場合の保育施設利用料は、無償化の対象となりませんのでご注意ください。

減免措置

①同時利用による軽減

同一世帯において、兄弟が保育料軽減対象施設(幼稚園・認定こども園)を利用している場合は、年齢の高い順に2人目は上記階層区分の額から半額、3人目以降は無料となります。

②所得状況に応じた軽減

世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合は、兄弟の年齢に関わらず年齢が高い順に2人目は上記階層区分の額から半額、3人目以降は無料となります。

③ひとり親世帯の軽減

第1子が上記階層区分の額となり、市町村民税額が77,101円未満の世帯は、第2子以降が無料となります。

※①②の申請は必要ありませんが、③の場合、必要になります。